

# 北本市子どもの権利相談通信 第2号

## 子どもの権利擁護委員は、どんな活動をしているの？

子どもの権利擁護委員は、皆さんの権利を守るために、皆さんの声を聞いて、一緒に問題解決の糸口をさぐり、皆さんが力をたくわえることができるような活動を行っています。



原田さん

皆さんの笑顔を守るため去年の10月から子どもの権利擁護委員の活動が始まりました。皆さんの多くの声を届けてもらうため、チラシ、リーフレットやPRカードを配り、ホームページも作りました。ドンドン活用してください。皆さんからの声には力があります。困りごとだけではありません。こうしたらいいのにな。こうしたらいいんだろう。なんでもいいです。是非聞かせてください。きっと、変わるはずです。

皆さんが集まるところに出向いて話を聞かせてもらう「出張相談」を始めました。いろんなところで皆さんに会う機会を増やしていこうと思います。もし来てもらいたい場所があったら教えてください。皆さん一人一人の気持ちや考えは大切にされるべきものです。少しでも「イヤだなあ」という気持ちや「こうしてほしい」「これは変だ」と思っていることなどあったら、横のQRコードを読み込んで、届けてください。➡

●「北本児童館2階集会室」出張相談

7月18日／8月22日（火）15:30～17:00



安さん



相談室の愛称（ニックネーム）を募集しています。

親しみやすいニックネームを考えて応募してください。

※選ばれるとプレゼントがあります。

電話、相談フォーム、面談、手紙で相談することができます。

電話番号 0120-0874-56(お金は、かかりません。) 048-590-5011

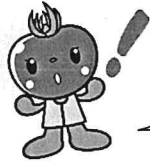
受付日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く)10時30分～18時

所在地 〒364-8633 北本市本町1-111(北本市役所2階人権推進課)

相談案内



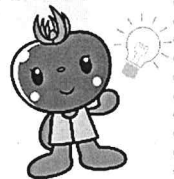
# 「子どもの権利」とは、どんなもの？



最初に、権利とは、ということ？

すべての人が自分らしく生きるためにいろんなことが必要ですね。食べることも、働くことも、学ぶことも、休むことも、当たり前が必要です。その「当たり前に必要なこと」、そして「求めることができるもの」を、「権利」といいます。

そうなんだ。そうしたら  
子どもの権利は、どんなものなの？



子どもも当然！自分らしく生きる権利を持っています。また、子どもは体や心が育っていくとき、たくさんの助けがあるので、子どものために作られた権利もあります。子どものために特別に考えられたのが「子どもの権利」です。世界の多くの国は「子どもの権利」をきちんと守りますよと、「子どもの権利条約<sup>けんりじょうやく</sup>」という決まりで約束しています。



「子どもの権利条約（けんりじょうやく）」？  
世界の決まりがあったんだね！！

そうです！ですから、皆さんは、「自分はこうしたい、こうしてほしい」と、自分の気持ちや考えを自由に話すことができます。その声を聞きながら皆さん一人一人にとって「一番良い方法」を、周りの大人と一緒に考え、見つけることができます。

自由に話す権利も大切にされているんだ。子どもも、大人も「子どもの権利」をもっと知ってほしいな。

